

平成 26 年 9 月 25 日

古賀市議会
議長 奴間 健司 様

文教厚生常任委員会
委員長 芝尾 郁恵

委員会審査報告

本委員会に付託された事件の審査結果を、委員会条例第 110 条の規定により報告します。

記

26 年請願 2 手話言語法制定を国に求める意見書の提出を求める請願

【請願者】

糟屋郡篠栗町大字尾仲 549-1
糟屋地区聴覚障害者協会
会長 中川 久美男（他 1 名）

【紹介議員】

西尾 耕治

【請願の趣旨】

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広めること、更に手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」の制定を国に求めてほしい。

【審査内容】

明らかになった事項は次のとおり

1. これまで、ろう学校では手話は厳しく禁止され、口話法教育が行われてきた。
2. 2006 年に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であるという事が明記され、2011 年に成立した改正障害者基本法には「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。
3. 糟屋地区聴覚障害者協会の会員は 38 人だが、全国においては軽度から重度まで、難聴者は推計で 1994 万人いる。
4. 8 月 25 日現在、全国の自治体の約 3 分の 1 以上、611 の自治体でこの意見書が可

決され、機運が高まっている。

【意見】

(賛成意見)

- ・ろう学校で手話が禁止されていたことを初めて知った。聞こえないことでの疎外感は計り知れないと思う。手話が言語である事が広く周知され、聞こえない子どもたちが手話を学び、身に付け、自由に手話でコミュニケーションがとれるよう、早急に手話を言語として普及、研究するための環境、法整備を実現すべき。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり採択すべきものと決定した。

26 年請願 4 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願

【請願者】

糟屋郡篠栗町高田 499-1-2-408

全国 B 型肝炎訴訟九州原告団

小川 敏

【紹介議員】

内場 恭子

田中 英輔

阿部 友子

【請願の趣旨】

ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設することと、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすることを、意見書として国に提出してほしい。

【審査内容】

明らかになった事項は次のとおり

1. 我が国のウイルス性肝炎患者は推定 350 万人。国が責任を認めた予防接種に起因する B 型肝炎ウイルス感染被害者は 40 数万人に及び、九州にも 4 万人以上の被害者

が推定される。

2. 国の医療費助成の対象は、インターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療に限定。肝硬変、肝がん患者の治療、入院、手術は高額だが助成の対象となっておらず、経済的にも逼迫している。
3. 現在、毎日 120 人、年間 4 万人の患者が亡くなっている状況。
4. 肝炎対策推進協議会意見書でもすべての肝炎治療にかかる医療費助成制度の創設が明記されている。

【意見】

(賛成意見)

- ・現在、国、都道府県で、B型・C型肝炎のインターフェロン治療及びB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に対する医療費助成を行っているが、肝硬変や肝がんへ移行した患者への治療費は高額な医療費にもかかわらず、助成対象にはなっていない。B型肝炎は予防接種による感染拡大が問われたB型肝炎訴訟で国の加害責任が認められた。C型肝炎は血液製剤による感染の法的責任が問われた薬害肝炎訴訟で和解し薬害肝炎救済法が成立している。しかし救済の対象は、一部の患者にとどまっている。また、厚生労働省は平成 21 年に肝機能障害の身体障害者認定の方針を決めたが、認定基準が厳しく、亡くなる直前しか認定されない現実がある。国の対応が遅きに失したために被害の拡大を招いた責任は重い。これ以上の感染拡大を防ぎ、闘病で苦しむ患者や家族に寄り添う支援が急がれる。肝炎対策基本法にのっとり、患者の実態に沿った救済を求めたい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり採択すべきものと決定した。

26 年請願 5 新設保育所建設計画の延期と再協議を求める請願

【請願者】

古賀市舞の里 2 丁目 7-19
新設保育園計画の再考を求める会
中瀬 司

【紹介議員】

許山 秀仁

【請願の趣旨】

地元住民（署名者 3,717 名）を無視し、保育事業関係者を軽視した行政執行には賛同できないので、古賀市に対し、本計画の延期及び再協議を求めたい。

【審査内容】

明らかになった事項は次のとおり

1. 請願書の趣旨の中に「地元住民（署名者 3,717 名）」とあるが、今回の請願内容と署名内容は異なるため、今回の請願内容に集約することはできない。また、署名の収集方法について不適切な点があったとの意見も出された。
2. 請願書の趣旨の中に「無視し」とあるが、地元説明会は複数回開催されており、無視をしているとまではいえない。
3. 請願理由の中に「交通状況の安全性を確認するための検証は一度しか行われず、調査結果も杜撰なものでした。」とあるが、調査結果が杜撰であると判断できる根拠は示されなかった。
4. 3月議会で予算を可決し、建設にはいるこの時期に工事延期となれば、損害賠償の対象になる可能性がある。
5. 請願理由の中に「条件を提示しても協議もせず」とあるが、実際には協議は行われていた。

【意見】

(反対意見)

- ・新設保育所の建設問題については、市の説明不足から端を発したが、執行部は十分努力し反省をしている。古賀市のみならず、待機児童の解消と女性の社会進出は国の最重要課題。古賀市は、待機児童ゼロとしつつも、潜在的待機児童の問題や既存保育所の定員枠はほとんどないという現状を抱えている。さらに、法改正により保育ニーズが高まっており、認可保育所空白地域の古賀北部に保育所新設の必要性があることは事実。契約まで締結している状況から、附帯決議の履行が十分でないとの理由で議会が建設の延期を求める根拠はない。計画通り進めるべき。
- ・請願人も保育所の建設は反対でないといっている。3月議会で議会も保育所は必要と認め予算を可決した。1歳児はあと7名の空きしかなく、待機児童がでかねない。新設保育所を待ち望んでいる市民も多い。来春の開園に向け工事を進めてほしいことから本請願には賛成しかねる。

【審査結果】

委員会は、賛成なしで不採択とすべきものと決定した。